

The Kansai University Bulletin

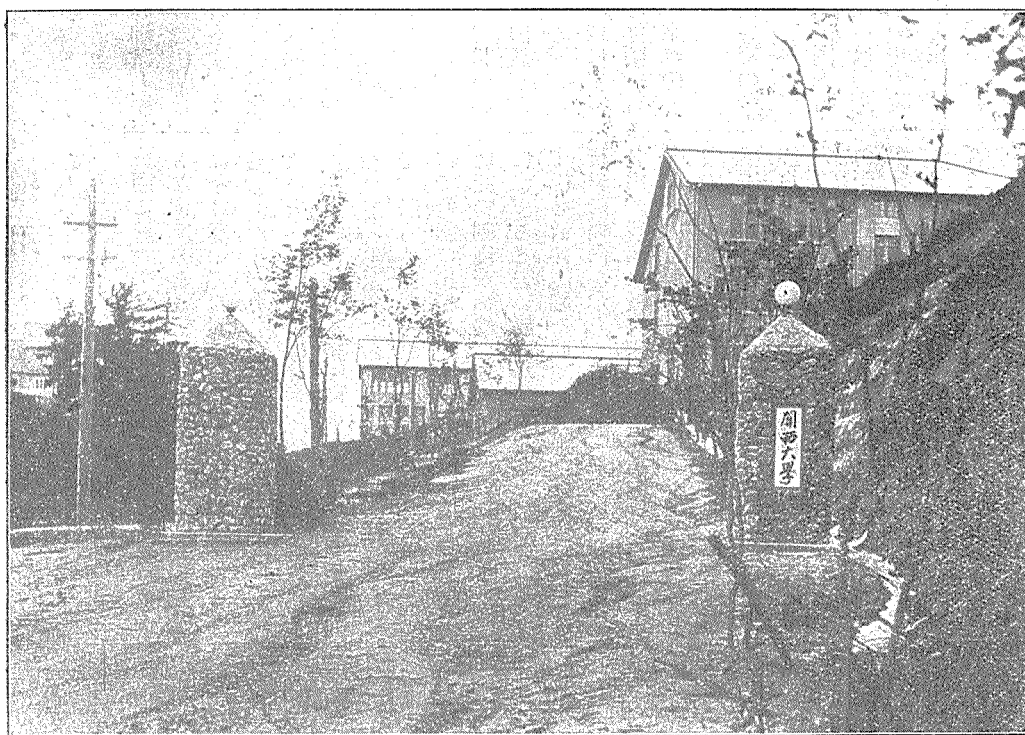
Osaka, July 15th, 1923.—No. 11

報學山里千

行發日五十月七

號 一 十 第

年 二 十 正 大



柱門舍學山里千るたし成竣

阪 大

番九四〇一
番〇七五五

堀佐土話電

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報 第十一號

目次

挿 繪——竣成せる千里山學會の門柱(表紙)——

パリ—學生協會のホッキ—選手—最近の志野覺
治郎氏—和歌山公會堂に於ける文化講演會—ロ
ンドン滞在當時の林安繁氏—澁川忠二郎氏の近
照—パリの學生境建設プラン

教育制度と其の運用 前文部大臣 中橋徳五郎

陪審制度に就て 司法省刑事局長 林 頼三郎
學内報—第十六回「學の實化」講演會—千里山
學會第二回例會—千里山學友會委員會—木村・
石川兩氏の來學—千里山學會附屬寄宿舎設置計
畫—千里山學會の夏季懇談會—千里山學會の新
計畫—各部學期試驗施行—夏期語學講習會申込
者數—教員囑任—岸田贊助員の圖書寄贈—渡邊
贊助員の榮轉—木村協議員の逝去—レデラー博
士の來學に就て

校友會報——朝井矢一氏歡迎會——校友動靜——校友
住所移動——校友逝去
校友の面影——志野覺治郎氏
本學擴張基金寄附申込者芳名
正 誤
學生彙報
新刊紹介

雜 錄——本學創立當時の思出(澁川忠二郎氏
談)——巴里の學生境

第十五回「學の實化」講演摘録

教育制度と其の運用

前文部大臣 中橋徳五郎氏

私は本月初めて諸君に御目にかかり御話しするの光榮を有するのであるが、何分急の場合で別段統一的に調査も研究もして居らず、従つてかう云ふ學校に於ける講演としては或は不適當かとも思ふのである。併し當大學は創立以來既に三十有餘年を閲し而も友人たる砂川、柿崎兩氏が古くより關係せられ、近頃は又山岡氏も携つて居られるので、兼ね兼ね一度學校を拜見したいと思つてゐたところ、幸ひここに參觀するの機會を得たので、其の御禮云ふ譯ではないが、ささやかな御話をし、感謝の意を表し度いと思ふのである。

そこで今私が御話しやうとするのは別に學術上の話でも科學の研究でもなく、唯近頃教育制度の運用について實際に關係して來たので少し其の方の話をしやうと思ふ。

從來我が國の所謂識者の中には歐米各國の教育制度が極めて進歩整頓せしことを傳ふる者が少くなかつた。處が近頃此の方面の調査研究が行届くに從つて、歐米の教育制度は實際に於いて不整頓であつて彼等も亦今や其の改善を試みつつあることが明かになつて來た。

此の改善については大戰中既に之に着手した國もあり、又戦後即ち現に之をなしつつあるものもあるが、從來の所では歐米の教育は一般に統一を缺き且つ甚しく階級的に偏してゐて、就中ドイツ、フランスのやうに其の甚し

い國に於いては、社會主義思想の起るのも尤もな位である云ふ話である。従つて、彼等は今日却つて我國に於けるが如く教育を普及せしめんを努力してゐる有様である。此の點より云へば、我國は維新忽忽の際、夙に先輩諸氏が教育に力を致すべきを覺り、最初から公平且つ普及し易き制度を採つたのであつて、恐らく此の二點については我國は世界獨特で他國に比類なからうと思ふ。寧ろ今日では此の制度が極端に行はれた爲め却つて劃一に過ぎる云ふ嫌を生じ、少少之を逆轉させては云ふ議論を聞く有様で、全く外國に正反對の傾向を示してゐる。

元來、我國の教育制度は米國の制度に則つたものであるが、云ふまでもなく米國は聯邦國家であつて君主がなく政府の基礎には自由と平等とを置いてゐるので、従つて教育制度も亦自由と平等とを旨としてゐる。そして此等の特徴を取り入れて、一層之を發展せしめたのが今日の我國の教育制度である。試みに數字を擧げて二三の國の教育狀態を考へて見ると、米國の小學校總數は約二十八萬、我國は約二萬五千で米國の人口は我國の約二倍あるから、人口の割にすれば日本は小學校が非常に少いやうであるが米國に於ける之等の學校に勤める教師の總數は約五十萬であつて、之を前記の學校數に配分するに一校二人に足ら

ぬ狀態である。之は同じく小學校云つても一人の教師が全校の生徒を教へてゐる云ふやうな小さい小學校が多い爲めで、現に前記二十八萬の中此の一人教師の小學校が約二十一萬の多きに上つてゐる。而も米國でも都會の小學校は教員の數も多いだらうから、田舎に於ける其の不整頓さは一寸想像もつかぬ位である。獨逸に於いても小學校總數約七萬其の中四萬は一人教師の學校である。

ところが我國に於ける小學校教師は今日十八萬に垂んとして居り二萬五千の學校に割宛てるに、一校平均七・八人となり都會と田舎で多少の不同はあるにしてもかなり整頓し普及してゐる筈である。然るに過去二三十年間に互つて政府の派遣した教育制度に關する研究員は殆ど三百人に近いが、多くは都會の整頓した設備制度のみを調べて居つたので、其の報告も事實に遠いものであつた。漸く最近に至つて津津浦浦まで調査が行届き前記の次第が判明したわけである。即ち我國に於ける普通教育は其の普及の點に於いては遺憾なし云つても差支ないので、今日六箇年の義務教育は全國に互つて實行せられ、階級に依つて區別することもないが、百萬の兒童皆同じ教科書を用ひ、一樣に教を受けてゐる。殊に就學兒童の率は百分の九十七・八云ふ高率にあり世界に冠たるものがある。

然らば今日我國の教育制度には何等の缺點がないか云へば決してさうでない。一つの大いなる缺陷を有する。勿論此の缺陷は制度の罪にあらずして寧ろ施設の缺點であるかも知れぬ。即ち上級學校の不足である。我國の普通教育は前述の如く殆ど完全に近きまで普

及し發達してゐる。故に國民の誰もが普通教育を受けて後更に其の能力を志望に應じて、如何なる高等専門の教育も受け得る筈である。而も事實に於いて上級學校の不足の爲め此の事が實現せられてゐない云ふことが、我國現下の教育状態の一大弱點であつて、之は前に述べた様に制度の罪よりは、寧ろ其の制度の運用を誤つた結果、又は施設の不備に依ることが大である。而して今日かかる状態に立ち至つたことについては國民上下が共に其の責を分たねばなるまいと思ふ。

一體此の上級學校の不足云ふことが一般國民生活に及ぼす影響は誠に憂ふべきものがあるのである。先づ其の直接の影響としては今日やかましい問題になつてゐる入學難云ふ現象が生ずる。即ち小學校より中學校に進むに半分以上は落第者として節ひ落され、女學校に入學するについても同じく、更に高等、専門學校、大學に進むにも通り難い關門があつて、大多數の人人が落第者の極印を押され徒に悶悶の情を抱いて、一年二年多きは三年四年の年月を空費しなければならぬ云ふ非運に置かれる。之完全なる制度を有しながら其の運用宜しからざる爲め國民が苦んでゐる一例であつて、更に此の入學難が直接間接に恐るべき悪影響を個人並に社會に齎してゐる。例へて云へば現今六箇年間に一通り普通教育を受ける云ふ制度はあるが、事實に於いては五、六年生時代を専ら中學、商、工、農業學校の入學試験準備に費してしまつてゐる。かう云ふことは全く學校令にはないのであるが、教師も生徒も父兄も之をなして敢へて怪しむてはゐない有様である。中學以上

の入學難については諸君も既に御経験のことと思ふが、大抵の人が二度三度、甚しいのなる五度六度も入學試験を受けて漸く入學の望を達するのである。そして此の爲め中學五箇年の總課程を綜合し統一すべき重要な四、五學年の課程が殆ど之等上級學校入學試験の準備教育になつてゐることは小學校のそれと同様である。近時青年子弟が頭を痛めたり近眼者が増加したりする一大原因は實に此の過度の準備勉強にあると思ふ。而も之にも増して寒心すべきは毎年入學試験に落第するところが青年の精神に及ぼす悪影響である。勿論多くの落第生の中にはベースボールやテニスに夢になつて落第したものもあらうが之等は別問題で、大部分は眞面目に勉強して尚ほ且つ自分の望む所に進み得ない、勢ひ彼等は不平不満に陥らざるを得なくなり、其の結果は恐るべき危険思想を醸成するに至る。かくの如く一國子弟の半を驅つて不平不満に追ひやる云ふことは、國家社會の見地よりすると、國力を弱め社會の生産力を殺ぐ事幾何なるかを知らぬのである。以上は主に男子の方の事情であるが、女子の方にしても、落第娘を持つた家庭の慘狀は目も當てられぬものがある。かうした弊害が殆ど全國的であるにも拘らず、一般に氣附かれなかつた云ふのは勢の赴く所致し方もなかつたのであらうが、誠に愚な事である云ふはねばならぬ。

そこでかうした弊のよつて来る所以如何云ふに之は前に云つた通り決して制度の罪ではない。世には立派な制度、法規さへ設ければ以て直ちに良結果を收め得べしとする、法律家や爲政者も少くないやうであるが、制度、法規は其の運用の方法如何に依つて、飛んでもない結果を生ずることを心せねばならぬ。即ち此の教育上の缺陷も結局は制度の運用宜しきを得ざるが爲めである。一言にして云へば、中等及び上級學校の不足の爲めである。故に此の缺陷を除き、此の弊を矯めんとするならば、現在の制度をして遺憾なく其の機能を發揮せしむるに足る施設を講ずればよい。即ち費用を投じて學校を増設し良教員を養成すれば足りるのである。

前内閣は夙に此の點に着眼し、教育問題については大要左の如き政綱を採つたのである。即ち第一は中等、高等の學校を増設し、望む者は全部學に就かしめ得る施設をなすこと、第二は官、公、私立の區別を廢し、大學も五六に限つて實を惜しむが如き風を止め、私立でも一定の條件さへ整ふて居れば凡て官立と同様に取扱ひ、出来るだけ多く設立を認可すること、第三は教職員の待遇の改善であつて假令如何に學校を増しても其の局に當る者がなければ、亦局に當るものがあつても其の質が良くなければ、教育の目的は達せられない。設備と人とは相俟つて始めて完全な教育を施すことが出来るのである。然るに其の當時に於ける教職員の待遇は甚だ不良で、小學教師の平均俸給は月貳拾五圓、一日壹圓に足らなかつた。中等教員にしても平均月五拾圓に満たず、大學の教授も雖も年俸貳千圓位では困つたことであらうと思ふ。そこで吾等は此の手當俸給を倍にするの計畫を立て、爾來滿三箇年、今日では大學の教授も中學校の教員も小學校の先生も、其の俸給は當時の二倍以上になつてゐるのである。

次に學校の増設については元來我國は下の方より制度を整へ、其の結果小學校教育が普及して、其の卒業生を收容する上級學校の不足に困つてゐるのが現在の状態である。故に現今の急務としては、上より制度を整へることであつて、先般の高等教育機關の擴張、新大學令の發布等は一に此の主旨に出たものである。即ち當時の政府の計畫は高等學校を二縣に一校、全國で二十五校作り、高商、高工等の専門學校は志願者も増して来るし、國家にしても必要であるから四十位にする筈であつた、そして中等學校は各府縣で少しし建てさせることにしたので、今日では略豫定通りの學校増設を見たのである。

次に一言して置きたいのは新大學令についてである。今日までは私立大學の方に於いても多少の僻みもあつたであらうが、事實政府の方でも官立を本位として私立を監督する云ふ方針をこつてゐた。然るに今日では私立の方でも巨額の資金を寄附する人もあり、歴史も追追出来て、經濟上の基礎も整ひ、内容も充實するに至り、自由の經營に任せても憂ふるに足らぬのみか、官立、公立、私立を同等に見る事がより合理的になつて來たのである。此の事實に適應する爲めに生れたのが新大學令であつて、目下我國に於ける大學の数は官立十一、公立四、私立十三、總て二十八校に達してゐる。更に今年の議會で昇格案が通つたものもあるから、今より六年後には三十三の大學が出来る筈である。當大學も當局諸氏の御盡力に依りここに立派な大學になつたことは、當大阪に住む身として同慶の至りに堪えぬ。希くは將來益發展して、關西第一の大

學となつて貰ひ度い。聞く所に依れば、來年度より法文學部が出来さうであるが、同じく來年度から法文科を新設する九州大學と競争して、決して劣らぬものを造つて見るのも面白からうと思ふ。

それから教育問題について忘れてならぬことは學校の増設云ふことのみでなく、更に内容の充實云ふことである。即ち數の擴張と共に其の質を改善せしめる云ふ議論で誠に尤も千萬な話である。併しながら今直ちに數と質とを同時に向上せしめる爲めには莫大な費用がかかつて、却つて實現の可能性に乏しからしめる嫌がある。俗に云ふ二兎を追ふものは一兎をも得ずで、此の弊に陥るのを避けるが爲めに前内閣のまつた方針は、先づ數を増加せしめて然る後質に及ぼす云ふやりかたである。其の結果今日では數も増え、質も追追改善されつつある云ふ状態にある。そこで私が希望する所は當大學の如き私立大學は費用の點が如何にもなるのであるから、精多くの入學生を採つて、國家社會の需要に應ぜられんことである。

尙ほ途中に挿んで言ひたいことは會つて盛に行はれた所謂昇格運動である。當大學に於いては格別騒動なき聞かなかつたやうで、諸君の思想の健實なのに今更敬意を表する次第であるが、ある學校等ではかなり大騒ぎをやつたやうである。併し之等も私をして云はしむれば矢張り施設の不備にあるので、青年子弟が思ふ道に進み得るならばかかる問題は起らない。即ち施設に遺憾があり、大學が不足してゐるが故にあの馬鹿氣た不祥事を教育界に捲き起したものだと思ふ。

私は此の間當地のある工業學校に教鞭を採つてゐる某氏に合つて色々話を聞いたが、流石大阪の學校の先生だけある感じがたつた。それは其の學校に於いてアメリカで所謂ゲリー・システムを採用してゐる云ふことである。即ち大體本邦に於ける二部教授に類した制度で、其の爲め約一千三百の子弟を收容してゐる云ふ話である。同氏は尙夜學部をも設けるを力んでゐるが、自分としては誠に結構な考へであると思ふ。

今日若し全國の中等學校に此の制度を採用するならば、現存の校舎のみを以て、入學難等もなく優に志願者の大部を收容することも可能であらう。外國の制度を調査した人の話に依るに、我國程校舎を贅澤に使用し、之を利用しない國はないさうであつて、ある方面の調査によるに、我國に於ける校舎の使用時間は一日平均四時間に滿たず、所による三時間内外にしかならぬ所もあるさうで、これでは二十時間内外云ふ一日の大部分を遊ばせてゐるわけである。而もさればて演說會や、其の他一般の會合にも利用して居らぬ様であつて、實に不經濟極まるやり方である云はねばならぬ。

當大學の如き自由なる學園にあつては、宜しく午前午後に分つてでも利用せらるべきで、かくてこそ小學より中學へ、中學より高等專門の學校への難關も除かれ、試験勉強の爲めに、近眼になるものを半減するであらうと思ふ。一體此の近眼は色色な意味に於いて、個人にまつても社會にまつても、損失を醸すもので、今日全國の近眼者平均率は高等學校在學者が三割、同じく大學在學者が五割五分

云ふ高率に達してゐる。單に此の損失を補ふだけでも校舎の利用は大いなる意義があると思ふ。のみならず之によつて各學校の入學難を緩和し、以て今少し思想穩健なる青年を多く得ることも出來て、個人、家庭、國家の利益も亦大であらうと思ふ。

大體以上述べたやうなことが、一實際に成就せられるならば、我國は教育に於いて、遙に諸外國に勝つてゐる言ひ得るのである。併しながら更に私が教育の完全を期する爲め、今後引續き我國に實施すべきことを考へてゐる所は大略次の様である。

一、義務教育年限の延長
二、補習教育の普及、及び行く行くは之も義務的たらしめること
三、教員に對する待遇の改善

(三)については今日略整つたやうな觀がないでもないが、更に徹底的に行ふ爲めには今日の師範制度を大いに改善する必要がある。今春、東京、廣島の兩高等師範を大學にしやうと決議したのも、要は此の爲めの一前提であつて、小學校までも學士の先生が来るやうにならなければ、私が前に述べた教師の質の改善も徹底しないと思ふ。

ドイツは革命後憲法を以て教育のことを規定してゐるが、戰前に於ける教育制度は甚しく階級的で、小學校限りで止めるもの、進んで專門、大學の教育を受けるものとは、小學校時代から學校が異つてゐた。一は平民學校で他は士族學校であつて、獨逸が今度の戰爭に負けたのも之が爲めではないかと思ひつづけるものさへある位であるが、それでも義務教育は八年制を採用し、其の上高等教育を受け

ない子弟に對しては、補習教育を義務的に課してゐたのである。

我國も之に倣ふ云わけではないが、差當つて義務教育年限の延長、補習教育の普及等は、大いに力を致すべき問題で、此の爲めに要する費用は貧弱な地方財政のみに任せず、其の半額位は之を國庫より補助して、教育制度の完全なる發達に資する覺悟が、獨り爲政者のみならず一般國民にもなければならぬ。

尙ほ此の講演を終るに臨んで特に一言して置きたいことがある。それは外でもないが、實は先般來當地方の工場を視察して感じた事である。日本の工業は多く戰時中の急激なる發展にかかり、従つて異常な進歩を遂げて居るにも拘らず、一朝今日の如き不況時に會するに、隨分の窮狀に陥り、何れの工場も事業の整理や何かに苦んでゐるやうであつたが、ここに特に私の注意を惹いたことは、同じ工場の中でも獨立獨歩、何等政府や官廳の援助を受けて居ない工場が、比較的成績がよく、整理も早く片附いてゐるに反し、政府の保護の下に設立された會社が、却つて又起つ能はざる底の非境にあることである。

之取りも直さず、平民的な大阪精神の精華であつて、誠に快く又頼もしく思ふ所であるが、私は更に此の精神を教育の方面にも適用して、當大學の如き私學が、其の獨特の長所を發揮して、有爲の青年を集め、良教員を養成して、飽くまでも獨立特自、官學に劣らざる良結果を收められんことを希望して已まないものである。

第十六回「學の實化」講演摘録

陪審制度に就て

司法省刑務局長 林 頼三郎

私は此の學校は形式上緣故の薄い者であるが、御出身の御方には知已も多く、校風其の他についてはよく承つて居つたのである。又水らく判検事や辯護士試験の試験委員をしてゐて、答案を見たり口述試験の試問をしたりしたが、諸君も御氣附の通り、本學出身者の合格率は他の大學に比べて割合に高く、且つ拔群の成績を挙げた人が尠くない。これは私だけでなく多くの人の認める所で、自然私は本學に對し心ひそかに敬意を表して居つたのである。従つて本日此の講堂に於いて一場の話をする機會を得たことは、私の大に光榮とし且つ喜びとする所である。唯遺憾なのは、時間の都合上詳しい話をし兼ねる事であるが、我國の陪審法については政府委員として各國の制度を調べ、且つ起草の任にも當つてゐるので、其の精神については大體心得てゐる積だから、今回制定された陪審法につき大體を話してみたいと思ふ。

第一に此の陪審制度は如何なることか、廣く云へば人民が人民として裁判手續に參與する制度であること云ふことが出来る。元來裁判制度は之を分ちて二とし一を官僚裁判制度、他を陪審裁判制度と稱し、日本の今日の如く専門の裁判官のみに依つて、裁判するのが前者で、後者は専門の裁判官の外に人民が人民

の資格に於いて裁判に参加する制度である。

此の陪審制度を更に分つて普通陪審制度即ち所謂ジュリー・システム及び參審制度の二とする。其の差異を云ふにジュリー・システムは裁判に於いて人民の團體と裁判官の團體と二つあらはれ、前者は事實問題を調べ後者は法律問題を議するのであつて裁判上權限を異にせるに反し、參審制度は右の二團體を合して一とし事實問題も法律問題も決定する即ち一體として權限の主體となること云ふ點である。今之等の制度の大體の沿革を調べて見ると、ジュリー・システムは英國に於いて發達し七、八世紀頃から其の萌芽があつたが、十二世紀頃には立派な形を備ふるに至り、十六世紀になつては殆ど今日の制度と異らざる大成を遂げてゐたのである。かく英國に於いて發展したジュリー・システムはフランス革命後一七八九年同國に輸入され、其の後ドイツが之に倣ひ他の大陸諸國も、漸次之を模倣するやうになつて、一八〇〇年代既に歐洲で採用してゐない國はトルコとオランダのみ云ふ有様であつた。アメリカは元來英國から分れた國だけに獨立の時、イギリス流の制度を認める事を憲法に明かに掲げ、現今では中米、南米の諸國も概ね之に倣つてゐる。

次に參審制度は十九世紀の中葉に獨逸で發案

せられて試みに實施した所、良好な成績を收め得たので其の後引續き實施せられ、ノルウエーも之を輸入したが今日では右の二國に行はれてゐるのみである。即ち大局から見れば狭い意味での陪審制度即ちジュリー・システムが世界の大勢で、日本が今日實施しやうとする制度も大體此の流を汲んだものである。そこで日本で何故今日此の制度を敷くことになつたか云ふに、其の關係が外國の夫と大いに赴を異にするのである。即ち英國では遠き昔よりの發達にかかり、大陸殊にフランス等では革命の產物として、所謂血を以て贏ち得たものである。然るに日本に於いては古き沿革まではなく、又極く平穩の中に突如として認められるに至つた。つまり冷靜に判斷して日本の現狀にさり、必要且つ適切であること云ふ觀念が勢力を占めて來たからである。

此の陪審制度が現今の日本に必要且つ適切なこと云ふこの理由は、之を政治上及び司法上(裁判上)の二點から論ずることが出来る。

今政治上の理由を考へて見るに近代の開明諸國に於いては、所謂立憲法治が政治の根本原則である。立憲の本旨は御承知の通り國民の協力、翼賛によつて國政を遂行し國運の發展國民の福祉を増進することであつて、立法又は行政に於いて代議制度や地方自治の制度が敷かれてゐるのは畢竟此の精神のあらはれに外ならない。果して然りすれば、司法のみ官僚の獨裁に委し、人民の參加を拒んで好いこと云ふ譯はない。又法治の精神は法律を以て國民の權利を定め、苟くも法定の權利は國家に雖も之を犯し得ず、國權を以て淫する能はずこと云ふのが其の根本でなければならぬ

而して之を實際的に確保するのは司法の職分であつて、司法の作用が其の道を得ない時は事實に於いて法治の實を失ふ結果なるのである。故に法治の精華を擧ぐるが爲めには司法が大切である。然らば此の司法の運用を誤らざらしめん爲めには如何にすべきか。云ふまでもなく權利を確保さるべき國民が、權利を確保すべき司法手續に自ら參與するより確實なるはないのである。そして之を實行する具體的な方法が即ち陪審制度であつて、之が又歐洲に於いて古くから陪審は自由の保護神と謂はれてゐる所以である。

以上は抽象的學理であるが、更に此の主張が現在の日本に適するか否か、惟ふに立憲政治敷かれて三十有餘年、立法行政についてはかなり參與の經驗訓練を積んで來た。加ふるに近頃は文化が進み一般の知識、技能も増して行政については經濟調査會、教育調査會等國民が委員を成つて其の實績を挙げつつある。殊に最近には裁判についても借地借家調停法等が出來て相當此の方面にも能力を認められて來た。して見れば今日司法に關してのみ國民を度外視し、無關係に置くことは政治上より見て不可であつて、宜しく關與せしめて政治上の正義を期することが必要である。

次に司法上即ち裁判上より見るに、裁判は云ふまでもなく事實上、法律上誤があつてはならぬ。而も裁判は誤がないこと云ふだけでは不十分である。更に其の上國民が信頼し、關係者一同が悅服すること云ふのでなければ、完全といふことが出来ない。そこで此の點より人民が裁判事務に關與することが、之等の目的を達するに適當なりや否や云ふ問題になつ

て来る。之については一面かう云ふ議論も成り立つ、即ち少くとも裁判に上るやうな複雑且つ錯綜した關係を、素人である國民が考へるのには不當であつて、之はさうしても知識あり經驗ある者がやらなければならぬ。所謂『餅は餅屋』であつて而も近時凡てのものが分業的となり、分化しやうとするのが一般の傾向であるのに、素人たる國民が裁判に關する如きは此の傾向にも反する云ふのである。併し他面より考へれば専門云ふものにも亦弊害が伴ふもので、第一に専門の職業となれば、其のこゝを取扱ふ上に慎重を缺ぐ嫌ひがある。例へば病人の場合に於いて親や子供は驚いて心配するが、醫者は一向平氣だ云ふやうなもので、裁判も日十件も二十件も取扱つて居る、つい輕卒にやつてしまふ恐れがある。勿論其の結果として人の生命、財産、自由等に重大な影響のあることを思はぬのではない。併し人情の常として日常の仕事なれば手輕にやつてのけることを免れない。次に何事をも千遍一律に取行ふ云ふ恐れがある。一體世上の事柄は各個性があつて、一見同じやうに見えてもよく究めるに事實差異のあるものである。然るに度度同じやうな事件を取扱ふと早合點して、其の事件の個性を識別するまでに深くも究めず千遍一律的に處理するやうになり易い。又専門に馳せて却つて常識に反する事も有り得ることで、實際上之等の弊は避くべからざることを思ふ。即ち一言にして云へば一面素人が裁判することにも弊害あり、又他面専門家のみに委せることも缺點あるを免れない。故に専門家たる裁判官と素人たる國民とが協同してやることにな

れば、お互に其の短を補ひ分つて裁判の公正を期することが出来る。即ち裁判を正しくする上に人民の參與は大いに必要だ云ふはねばならぬ。第二に國民の信頼、關係者の悦服を贏ち得る上からも亦人民の參與は大いに望ましい。云ふのは一般に國民の頭腦が進歩して來て、物事を充分理解する能力が出來てゐる時、之に理解の道を與へない時は其處に必然に疑惑を生ずる。そして此の疑惑は更に誤解となり、反感にさへなるので、國民の信頼關係者の悦服を期し得る所以でない。第三に官尊民卑の風が盛な時代は兎も角、國民の能力發展して、所謂デモクラシーの思潮が勢力を占めて來た時、官吏のみに裁判を任して置く云ふことは、政策の宜しきを得たもの云ふことが出來ぬ。

以上三の方面から考へて、裁判手續に人民を關係せしむることは、司法的見地からも誠に理想的云ふはねばならぬ。併し之も一の抽象的學理論であつて、更に果して之が日本の現狀に適切なりや否やを檢する必要がある。先づ日本の裁判が不正であり、國民の信頼なく關係者の悦服がないか云ふに決してさうでない。勿論時に常識に反するやり方をして、人權蹂躪だ等云ふやうなことを新聞紙上に散見することもあるが、全體として考へるならば、日本の裁判は疑もなく正當に行はれ且つ公平無私で、殊に腐敗の意味に於いて批難のないことは世界的の誇りである。此の點では英國が世界第一と威張つてゐるが私は日本も決して之に劣らないと信ずる。故に此の一點よりするならば、陪審制度は現今の所あまり必要はないやうであるが、一度社會の狀態

の赴く所、國民思想の向ふ所を察すれば、裁判制度を今日の儘に放任して置くことは決して策の得たものでないことが明かである。今日に於いて國民の理解の道を講じなければ、やがては信用を失ひ疑惑を生じ、遂に誤解反感を醸すに至ること必然であつて、一部分では今日既に其の兆さへ見えてゐるのである。故に然らざる以前に於いて陪審の制度を實施し、國民理解の道を開くことは、司法の光輝を保つ上に於いて特に必要である云ふはねばならぬ。如何なる制度でもそれが行詰つてから改造しやう云ふのは既に遲いのであつて識者は須らく時勢の赴く所を察し、將來に備へるの明がなくてはならぬ。

之即ち司法上の理由であつて、前に述べた政治上の理由により、政府が提案し議會も通過して、大正十六年度から一部、十七年度から全部行はれんとしてゐるのである。かくの如くして陪審制度は確立するに至つたが、然らば其の内容如何云ふに、前に述べたやうに大體二つに別つことが出来る。其の中我國で採用したのはジュリー・システムの方であつて、人民の團體と裁判官の團體とが別別の權根を行ふ云ふ英國式の方法である。併し英國式は全然同一ではなく大いに異なる點があるのである。即ち英國の陪審制度は民事陪審と刑事陪審との二つに分れ、其の刑事陪審が更に起訴陪審と公判陪審に分れてゐるのであるが、日本で採用したのは此の刑事陪審のみで民事はないのである。そして其の刑事陪審も公判陪審のみで起訴陪審は認めてゐない。つまり陪審制度を採用する云つても其の一部分に限られてゐるのである。今此の理由を考へて見るに、先づドイツ式の陪審制度(參審制度)は日本の憲法に抵觸するのである。即ち日本の憲法には裁判は『裁判所之行ふ』と規定し、更に『裁判所の構成』は裁判所構成法によつて裁判官を以てすべき旨を定めてゐる。又他の一面から日本臣民は『裁判官の裁判を受ける權を奪はるることなし』と定めてあるから、若し人民の團體と裁判官の團體とが一つになつて裁判を決する云ふことになれば、明に上記の憲法の明文に反することになる。故に憲法を改正せざる限り之を排斥するのは當然である。次にジュリー・システムの中の民事陪審は外國に於いても英、米に行はれるだけで、大陸諸國には行はれてゐない。其の理由は元來民事と刑事とは裁判の主義が異なるのである。即ち刑事はさうまで實質的眞實發見主義であり、干渉主義であるに反し、民事は形式的眞實發見主義、不干渉主義であつて、人民が自ら證明し説明をすることを要するから、さうなれば其の上人民の團體を裁判に参加せしめて事實の調査に當らしめる必要もなくなるわけで、之我國が民事陪審を採用しない所以である。それから起訴陪審も英米に行はれるのみで、フランスは一度採用したが其の弊に堪へず中止し、大陸諸國でも行はれてゐない。それは此の起訴と不起訴を決するには専門的の知識を要するからである。公判の場合に於いては、檢事が起訴した事實が果してありや否やを檢するの

で、裁判官は各種の證據關係から自己の良心に問ふて決すばよいのである。故に之は素人でも出来る。併し起訴は之で間違ひなし云ふのではなくて、之を檢事が行ふ時は未だ

嫌疑の程度である。そして此の嫌疑の程度が
きれ程でなければならぬか云ふ標準は、實
に専門的な知識経験を要するのである。其の
上近時の傾向として單に犯罪が成立して居る
や否やのみで起訴不起訴を決せず、更に公益
の爲め、被告の爲め、又は刑事政策上利あり
や否やを考慮して決する所謂便宜主義が世界
一般に勢力を得てゐるのである。日本の新刑
事訴訟法も明かに此の主義に依つてゐるので
あつて、従つて我國現在の刑事政策上の諸施
設に通じなかつたならば、之を決する事が出
來ないのである、例へばここに少年が竊盜を
したとする、これは明に犯罪を構成してゐる
而も之を起訴すべきや否やを決するには、刑
事政策上少年に對し如何なる施設があるか、
社會上如何なる改過遷善の道が構じられてあ
るか、起訴すればどうなる、不起訴に置けば
如何、其の少年に及ぼす影響、社會政策上の
利害云ふやうなあらゆる方面の關係を考量
しなければならぬのであつて、之はさうして
も専門家の技能に俟つべきもの、従つて素人
が關與するには不適當なものである。

かくの如くして先づ參審制度を排し、民事陪
審を除き、起訴陪審を除外し、結局我國で採
用したのは一の公判陪審のみであるが、此の
公判陪審も歐米の夫は決して同一ではなく
我國の獨創にかかる所極めて多いのである。
今其の主なる點を擧げる、一は憲法との關
係である。日本の憲法は御承知の通り大いに
特色のあるものであるから、同じ公判關係に
云つても外國の夫と大いに事情が異なるのであ
る。二は外國の陪審制度は長年月の發達にか
かり長所も發揮してゐる代りに、又弊害を伴

ふてゐるのである。大陸殊にフランスの如き
此の例である。故に我國では其の短を捨てて
長を採つた、従つて其の間に獨創的な立案も
加へられてゐるのである。三は國が異なれば
國情異り、風俗も亦相違するので、我國の制
度は我國の特異な制度習慣に適合するやう作
られねばならぬ。四は日本に於ける最初の試
みなるが故に何等の訓練もない、従つて餘り
廣い範圍に行へば良果を收め難く、一時に國
民の負擔を大にする恐れもあるので、比較的
狭い範圍に行ふたこゝ等である。かかる諸
點を充分に考量して編んだので、陪審云ふ
名は翻譯であつても、其の内容は決して模倣
でもなく翻譯でもない。今其の内容の一端を
簡單に述べよう。

先づ第一に陪審員であるが、之は誰を參與せ
しめてもよい云ふのでは勿論ない。即ち法
定の資格を備へたものたることを要するので
具體的に云へば日本人であつて、三十歳以上
の男子で、二箇年以上同一市町村に居住し、
二箇年以上繼續して參國以上の國税を收めて
ゐるものであつて、其の上日常の用を辨する
に足る讀み書きを爲し得る者、つまり義務教
育を了へて相當に常識の發達した者たる事を
要するのである。そしてかう云ふ資格のある
者二十人以上を一市町村より選び候補者名簿
に載せる。其の選出の方法は郡市長及委員の
詮衡に任ずるものと、選舉に依るものと及び抽
籤によるものの三種あつて、世界で多く行は
れてゐるのは詮衡に依る方法である。之は選
ぶ人が良ければ申分はないが、何分數が多い
こゝであるから全然公平無私たり得るや疑問
であり、又選舉による時は現在の日本の様に

政黨が充分發達せず、所謂黨弊が地方の自治
にまでも浸潤してゐる國にあつては、兎もす
れば司法上にも政黨の臭味が加ははる云ふ
やうな弊を伴ひ易いから、我國が採用したの
は抽籤に依る方法である。即ち抽籤となれば
人の頭は全く入らない、所謂神の命する所に
従ふので、最もよく公平無私の原則に適合し
たものである。唯一つ缺點として陪審員の素
質をセレクトし得ない點に於いて前二者に劣
るのである。かくして陪審候補者は名簿に載
せられ、地方裁判所に送られる。そして公判

がある時一事件について三十六人を抽籤で定
め、公判の始る前に裁判所に集めて更に十二
人の眞の陪審員となるものを決定する。其の
方法は三十六人の名札を密閉した箱に入れて
置いて、判事が中を見ずに札を取出しては名
を讀み上げて行く、そして其の中から事件の
關係者に縁故あるものと、檢事及び被告が忌
避する者を除外して行つて陪審員に決定し
たものが十二人に達した時に止める。そして
これは法廷で行はれるのであるから檢事や被
告が忌避するにしても、關係者の名譽を重ん
じ其の理由を説明せぬをにしてゐる。かく
て決定した十二人の團體を陪審云ひ其の各
個人を陪審員云ふ。此の區別は法律でも明
瞭にしてあるので特に明かにして置く必要が
ある。それで愈此の十二人の陪審員の面前で

取調べ、裁判をする事になるのであるが、刑
事事件の全部について陪審制を採用するので
はなく、唯比較的重い事件に限られてゐるの
である。輕い事件が官僚裁判に委されるのは
世界共通のこゝで、國によつて異なるのは其の
輕重の標準のみである。英國のやり方は法律

で除いたものの外凡て陪審を認め、大陸の方
法は事件を重罪と輕罪に分つてゐる。我國
の制度は凡て事件を次の四種に分つて陪審の
適用又は不適用を定めてゐる。

一、法定陪審事件、之は死刑無期徒刑等は重罪
犯で法律上當然に陪審制が適用されるもの
二、請求陪審事件、三年以上の刑に當る者で
被告の請求によつて適用するもの、従つて
最も多くの事件が之に屬するこゝなる
三、陪審不要事件、三年以下の輕罪であつて
適用を必要とせざるもの

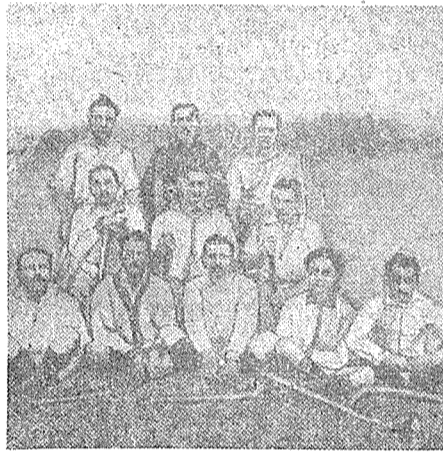
四、陪審不適事件、事件の性質上陪審を不適
と認むるもの、即ち素人には理解し難きか
又は感情に走つて正當なる判斷を誤り易き
事件、例へば皇室、軍規に關するもの、又
は内亂、外患、選舉に關する事件等であ
る。

尚ほ右の中法定陪審事件と雖も、被告の請求
に依り陪審を拒絶すること出來、又請求陪
審事件に於いて被告は一旦陪審を請求しても
又取消すことを得るのである。これは被告の
意思を尊重する意味の制度で、我國では現時
に於いても官僚裁判を非常に信頼する場合が
あるからである。歐米に於いてはかう云ふ例
は殆ど見ない。

かくして陪審の面前に於いて裁判し、評議を
なすのであるが、此の評議についても我國の
制度には一つの特徴があるのである。即ち西
洋では、陪審が法律の規定によつて裁判所の
構成分子となつてゐるのに、日本に於いては
陪審は裁判外のものとされて、裁判權を行は
ないのである。唯裁判所が裁判權を行使する
につき一定の權限を有するのみなのである。

換言するに、裁判手續上の機關であつて、裁判の機關ではないのである。之は憲法上の關係上特にさうする必要があることは既に述べた通りである。そして形式上に於いてかくの如くであるのみでなく實質上に於いても、西洋では裁判所が陪審員の評議の結果に拘束されるのである。つまり陪審の評議と裁判官の意見が一致しなかつた場合には、無罪の時は一度、有罪の時は再度陪審の再評議を求め得るだけで、それでも尙異なるやうな時には裁判官は陪審の評議に従はなければならぬことになるのである。だから形式上は兎に角、實質に於いては陪審が裁判するところなるのである。ところが日本に於いては、陪審評議の結果について裁判官は全然拘束される云ふやうなことはない併し苟しくも陪審制度を採る以上、陪審の意見を無視して判決を下すことは出来ないの、之を裁判官の見解が一致する事を要する。そこで何回でも新しい陪審を呼び出して裁判する事が出来る様になつてゐる。従つて裁判官を通じて陪審の意見があらはれる云ふやうなことはなく、裁判官の信する所と陪審の意見とが一致した時、ここに始めて判決が下される云ふことになつてゐるのである。勿論實際に當つては、何回も何回も新しい陪審を呼び出す云ふこともないであらうし、従つて

陪審の専横、裁判官の獨裁云ふやうな弊も自然的に緩和せられ、矯正されるやうになつてゐる。かくの如く専門家と國民とが一致して下した判決は、恐らく公平且つ正當であつて、一般國民が信頼するところは勿論、裁判關係者の等しく悦服する所であらうと信する。以上大體我國が近く實施せんとする陪審制度の如何なるものなりやを説明したのであるが最後に重ねて一言して置き度いのは、日本の陪審法はジュリー・システムの系統をひいてゐることは云へ、決して翻譯的模倣ではなく、我國の獨創にかかる所も多ある云ふ事である。將來我國の司法界に活動せんとする諸君が益此の制度の美果を収むるやう努力せられんことを特に希望して止まぬ次第である。(完)



手選一キツホの會協生學里巴

近頃フランスの大學生の間では運動熱が非常に旺んになつてゐる。それに就て巴里大學總長アッペール氏が次のやうな意味のことを言つてゐるが誠に至言であると思ふ。

『運動と研究とは必ずしも相衝突するものではない。併しながら前者の爲めに決して後者を犠牲にしてはならない云云』

“Le sport et l'étude sont parfaitement conciliables; mais celle-ci ne devra pas, toutefois, être sacrifiée à celle-là.”

學 内 報

第十六回「學の實化」講演會

去る六月十七日午後二時から司法省刑事局長法學博士林頼三郎氏を聘し、本學福島學舎に於て第十六回「學の實化」講演會を開催した。定刻山岡總理事、柿崎専務理事、白川理事其の他多數の教職員及び學生參聽の下に、「陪審法案に就て」なる演題で、約二時間に渉る別項掲載の如き講演があつたが、同博士は現に右法案の起草委員の職に在り、明快な口調と透徹せる論理を以て、大いに來聽者を啓發する所があつた。唯だ遺憾なのは當日は日曜日であつたので、折悪しく雨天であつたことに依り、豫想外に學生の來聽者が少かつたことであるが、今本誌を以て出来るだけ詳細に講演の内容を報道することとする。

千里山學會第二回例會

千里山學會第二回例會は六月二十八日午後七時から市内東區北濱二丁目灘萬ビルディング談話室に於て開催せられた。

講演者は本學講師櫻井匠氏で、「ヨシヤ王の宗教改革と申命記法」なる題下に約一時間半に渉り、西歐宗教史の古典的方面に於ける詳細な研究發表があつた。講演に次で會員各自の質疑、之に對する研究發表者の應答、相互の忌憚なきディベート等があり、右終つて七月中旬大阪近郊に於て同會夏季懇談會を開催することを決議し、具體的方法は之を幹事に一任するにまつて午後十時半散會した。因に

當日の出席者は左記諸氏である。

岩崎教授 服部教授 早川講師 賀來講師
田邊講師 辰巳講師 中村教授 村上教授
山村講師 福田講師 小泉教授 宮島教授
尚ほ右會員の外本學贊助員牧義朝關西日報記者野本甲浦の兩氏も特に希望して傍聽した。

千里山學友會委員會

本學學友會が千里山學友會及び福島學友會の兩者に分離したことは前號學生黨報欄で報道した通りであるが、其の結果千里山學友會ではこれを機會として其の組織を確立する爲めに本月三日午後一時から其の委員會を開催し宮島専務理事、岩崎、村上、中村、服部各教授、賀來、櫻井、福田各講師、野村、木下兩幹事等並に學生委員立會で會則の作成、本年度豫算の編成、役員、委員の推薦等を爲し、且つ來學期早同會發會式を兼ねて運動部各部の選手を任命することを協議決定した。尚ほ當日出席する筈であつた山岡總理事は、差支あつて出席出来なかつた爲め特に書を寄せて學生を激勵し且つ諒す所があつた。

木村・石川兩氏の來學

本月四日午後、衆議院議員木村權右衛門、大阪府會副議長石川弘の兩氏は千里山住宅見物旁本學千里山學舎を訪問し學内を參觀し、本學教職員と懇談を交へられた。

千里山學舎附屬寄宿舎設置計畫

本學千里山學舎成つて以來既に一年餘、學生

の数が漸く増加するに至つた爲め、差當り必要を感じてゐるのは寄宿舎の設置云ふことである。そこで本學は宮島専務理事、岩崎、服部兩教授、櫻井講師、野村、木下兩幹事等の諸氏を研究委員として専らその計畫を進めてゐるが、大體左の如き計畫に依り近く設置することになつてゐる。

一、位置 千里山學舎近接地であること
二、建坪 人員五十人を收容するに足るものであること

三、室内設備 (イ)一人一室とすること、(ロ)一室の大きさを約三坪とすること(ハ)室は總て洋式とし寢臺其の他を備へつけ、(ニ)讀書室一室を成るべく建物中の最上部分に設けること、(ホ)約一坪半の特別應接室二室を設けること、(ヘ)談話室一室、(ト)食堂談話室一室、(チ)共同浴場、(リ)洗面所、(ヌ)舍監出張室一室、(ル)事務室、(ヨ)便所二箇所等を設置すること

四、舍外設備 (イ)舍監住宅を別に建築すること、(ロ)テニス・コートに寄宿舎の前面に設けること
五、周圍は將來の擴張を豫想し、東西南北の四寮四棟なる見込を以て充分の空地を存せしめること
六、寄宿舎の周圍一町内に學生の風儀に惡影響を及ぼすやうな料理店其の他のものを設けしめぬこと

千里山學會夏季懇談會

千里山學會は来る十七日午後一時から市外箕面公園内豐田樓に於て夏季懇談會を催すことになつてゐるが、當日は會員各自が珍談珍品を持ち寄りそれぞれ披露する筈である。

千里山學會の新計畫

去る六月五日アダム・スミスの生誕二百年記

念祭を舉行した本學千里山學會では、更に近く来るべきカントの二百年記念祭を舉行する爲め目下計畫中で各會員がそれぞれ材料の蒐集等準備に努めてゐる。

各部學期試驗施行

本學大學部及び専門部各科の各學年第一學期試驗は左記の通りそれぞれ施行せられた。

大學部 自七月四日 至同十二日
専門部 自七月五日 至同十二日

夏季語學講習會申込者數

來る二十日から開催の本學語學夏季講習會は其の後續續として聴講の申込があり本誌締切當時既に各科を通じて五百名(内女子數十名)に達してゐるが、開講日迄には尙ほ随分多數の申込者があることと豫想される。

水谷教授の圖書寄贈

本學教授水谷揆一氏は今回左記圖書を本學に寄贈せられた。記して其の厚意を深謝する。
一、經濟學及び文學に關する洋書十六部

岸田贊助員の圖書寄贈

本學贊助員岸田幸雄氏が、尊父故岸田氏美氏の追悼記念としてハームスウォース萬有百科全書を本學に寄贈せられたことは既に前號本刊で報道した通りであるが、同氏は更に今回同一の趣旨に依つて左記書籍を本學に寄贈せられた。再び記して其の重ね重ねの芳志を深謝する次第である。

一、マルクス全集 大鐙閣發行
一、'The Times' Atlas of the World.

渡邊贊助員の榮轉

從來大阪野村銀行北濱支店長として其の才幹を振ひつた本學贊助員渡邊五郎氏は今

回推されて同行東京支店長に榮轉された。

本村協議員の逝去

本學協議員本村宇一郎氏は本月七日午後八時兵庫縣武庫郡蘆屋の自邸で病氣の爲め長逝せられ、同十一日午後四時から市内西區江戸堀北通大阪基督教會に於て告別式舉行、本學からは宮島専務理事が代表として参式した。

レデラー博士の來學に就て

去る四月東京帝國大學の招聘に應じて來朝し同學に於て經濟學一特に社會運動に關する講義を爲しつゝあるエー・レデラー博士は、現今のドイツに於ける第一流の經濟學者であるが、本學では博士今回の來朝を機として來學の一場の講演をなさることを依頼して置いた所、幸ひ左記の如く快諾の報を齎されたので、來學期早同博士を迎へ、千里山學舎主催の下に特別講演會を開催する筈である。

Karlsruhe, den 11. August 1923.

Sehr geehrter Herr Kollege!

Mit verbindlichem Dank betrage ich Ihre freundlichen Zeilen vom 7. d. M., welche mir von Tokio bisher nachgesendet wurden. Ihrer lebenswuerdigen Einladung, im Herbst an der Kansai-Universitaet zu Osaka einen Vortrag zu halten, werde ich mit Vergnuen nachkommen, und hoffe, bei Gelegenheit desselben mit den Fachkollegen Ihrer Universitaet in einen anregenden Gedankenaustausch eintreten zu koennen.

Es waere mir sehr erwuenscht, bald von Ihnen hoeren zu koennen, aus welchem Stoffgebiet Sie den Vortrag wuenschen wuerden? Ich stelle Ihnen ganz anheim, das

Thema aus dem Gebiete der Nationaloekonomie (etwa: "Die Lage der Weltwirtschaft nach dem Kriege", oder: "Grundgedanken einer Krisentheorie und die Weltwirtschaftskrise") oder der Soziologie (z.B.: "Die soziale Umschichtung in Europa nach dem Kriege") oder etwa: "Staat und soziale Organisationen") zu waehlen. Dabei wuerde ich natuerlich darauf achten, in meinem Vortrag die fuer den japanischen Hoerer notwendigen Voraussetzungen zu beruecksichtigen.

Ihr freundlichen Mitteilug entgegensehend, verbleibe ich mit den verbindlichsten Empfehlungen.

Ihr ergebener

E. LEDERER.

右抄譯

本月七日附の貴書、輕井澤へ轉送せられ確かに落掌致しました。御懇篤なる御招聘に基き今秋貴學に於て講演を試みることを喜んで承諾します。尙ほ參上の節は貴學に於ける専門を同うする同僚諸君に見え、親しく意見の交換をなさることを希望致します。

私の講演は如何なる方面に關するものを御希望になるか折返し御回答願ひます。私自身の考へでは、

經濟學の範圍に於ては

一、戰後に於ける世界經濟

一、恐慌の根本觀念と世界的恐慌

社會學の範圍に於ては

一、戰後歐洲に於ける社會改造

一、國家と社會組織

の類を選びたいと存じてゐます。其の何れにせよ、私の講演は日本人諸氏に適するやうにお話することは勿論であること心得てゐます。

校友會報

朝井矢一氏歡迎會

本學校校友朝井矢一氏（明治二十四年度法律科出身）は熊本市に在つて多年公證人の職に在つたが、熱心な佛教信者で最近職を退いて全國漫遊の旅に出で、至る所の名山古刹を廻り名僧を訪れての歸途大阪に立寄り舊友武田貞之助氏方に投じたのを機會として、右武田氏及垂水本學理事等幹旋の下に當地在住の舊友諸氏相集り本月八日大阪俱樂部に於て同氏の歡迎會を開催し、各自懷舊談に時を費した。因に當日の出席者は、主賓朝井氏並に右兩氏の外内藤正知、遠藤裕、平井繁男、乙川幹、清水藤之助の諸氏である。

校友動靜

波多野 勝 武氏（六法） 廣島縣桶屋町百七十六番地に於て辯護士開業一般法律事務開始
荒賀 勝 平氏（六法） 市内東區南久太郎町一丁目六十八番地に於て辯護士を開業し一般法律事務取扱開始
和田 右 膳氏（七法） 和歌山市東鍛冶屋町に事務所を新設して辯護士開業
藤井 義 成氏（三法） 名古屋控訴院判事在勤中の所今岡崎區裁判所に轉任
阪 口 清氏（三四法） 安濃津地方裁判所判事在勤中の所今岡井地方裁判所に轉任
丹 二 耶氏（一法） 從來大阪府學務課に在職しつゝあつたが今回退職して東區今橋五丁目内藤正剛氏法律事務所にて辯護士を開業し法律事務に従事してゐる
長 岡 時 光氏（九法） 前任西宮税關監視署長を辭し神戸市下山手通三丁目六〇ノ一に事務所を新設して辯護士を開業一般法律事務に従事しつゝある

校友の面影

▲朝日海上火災保險株式會社大阪支店長 志野覺治郎氏 ▼
明治四十二年商科出身



最近の志野覺治郎氏

氏は奈良縣の人、畝傍中學の出身であつて、本學では最初の商科卒業生である。在學中より保險學には特殊の興味を感じ卒業當時藤田組や正金よりの申込もあつたのを、自ら進んで神戸海上火災保險株式會社に入り大阪支店にある事五年、後本社火災部に轉じ大正七年には朝鮮、支那、臺灣等の事業界を視察して歸り、昨年三月推されて同會社の姉妹會社たる、朝日海上火災保險株式會社の大阪支店長に就任し、現に大阪の保險界に活躍を試みつつある。齡漸く三十六、夫人は洋畫家國枝金三氏の令妹、阪神沿線住吉に居をとし、先年たつた一人の坊ちゃんを失はれた由、親としての御心中誠に同情の至りに堪わぬ。併し氏がかうした家庭的の悲哀を償ふに前途益多望なる活動の天地を、我が大阪の事業界に有せられる事を、吾人は氏の爲めに喜ぶと同時に更に擴く日本否東洋の保險界に重きをなさるる日の近からんことを希つて止まない。試みに氏が現在の保險事業に對する所感の一端を承るまゝ紹介すれば次の如くである。

『私共の事業は主に元受保險の引受であるが最近經濟界の急速なる發展に伴ひ保險の必要も痛切に感ぜられ、それが又直ちに保險業の發達を促進するこゝになつて、私が斯界に身を投じた當時僅に火災六社、海上五社であつたのが、現今では元受、再保險及外國會社のエーヂェントを合すれば、損害保險會社数は、約五十有餘社に上る云ふ急激な膨脹を遂げた。而も最近火災や海上の損害に對する保險のみならず、自動車保險、傷害保險等の會社が設立せられ、更に農業、ガラス、ボイラー

等のリスクに對する保險も企てられてゐる。それは云ふまでもなく一般經濟界の保險業に對する觀念が從來の夫さ大いに變つて來た事を示すもの、即ち保險が必須的産業補助機關である事が益明確に認識されて來た證據で、此の一つのあらはれが保險契約の一面に於いて著しく見られる。夫は從來保險の契約は保險會社の方から積極的に勧誘員等を使つて募集に努めたものであるが、近頃少くも損害保險の方面に於いては保險契約者の方から必要を感じて自發的に申込みの結果、代理店又はブローカー制度が勧誘員制度に代らうとしてゐるのであつて、其の典型的な例は英國等に見られる様に一人のブローカーが五社なり十社なりを代表して一契約を結び、各會社は所謂アンダーライターとして應分の金額を引受ける云ふやり方で、之は契約者も手續が簡便だし經費も大いに節減されるので日本の保險界も早晚此の方面に發展して來るこゝと思ふも一つ最近の傾向としては保險會社が其の資金を運用するに、府縣又は市等の公共團體の勸業資金に投資する様になつたこゝである。つまり保險業は其の固有の營業に於いて、事業經營上の各種のリスクを引受け一般經濟界を保護するに共に、更に其の資金投資の方面に於いて、間接に農工商業を奨励し助長してゐるのである。此の爲め一般産業が發達すればそれは又直ちに其の固有の營業の繁榮を招來する所以となるのであつて、元來保險業のみならず一般經濟界に於いて各産業部門の分化が甚しくなればなる程、其の相互依存の程度も益大なるのが當然の歸結であり又近代經濟界の一特長でもある。私は此の意味に於いて相互依存即ち凡ての産業の共立共存、更に擴く自他共に利する云ふ觀念が將來實業界に立つて行くに特に必要であるこゝを切言し度いと思ふ云云』

校友住所移動

- 棲盛善祐 (四四商) 北區小松原町三七〇田中商事株式會社內
- 安藤藤綱 (二二法) 東京市牛込區市ヶ谷砂土原町三ノ八土佐協會內
- 西富義雄 (二二經) 東成郡城東村鳴野六四二
- 水谷彰一 (二二商) 東成郡天王寺村字天王寺北苗田二四九
- 大内領一 (二二法) 北區上福島北一丁目一四四
- 兒玉芳太郎 (二二經) 東區清堀町一〇ノ六吉野方
- 中山德太郎 (二二法) 西成郡豐崎町南濱一五三森平太郎方
- 横田長次郎 (六法) 北區堂島北町一七
- 大隅末廣 (二二法) 宮崎縣南那珂郡大東村
- 古川洪一 (同) 西成郡十三町松原二丁目七五三
- 竹西宗助 (六法) 和歌山市徒町三番地
- 平井俊夫 (二〇法) 北區扇町一丁目二三
- 和田石膳 (七法) 和歌山市東鍛冶屋町
- 高木敏夫 (八法) 南區天王寺茶白山町三七四三番地
- 藤井義成 (三二法) 愛知縣岡崎區裁判所
- 岡野衛士 (二二法) 東區北濱二大坂株式取引所
- 鍵山善喜 (六法) 高知縣香美郡片地村小田島三三番地
- 阪口清 (三四法) 福井市寶永下町一〇八
- 望月茅三郎 (九法) 東京驛前丸ノ内ビルデインク五階石村特許事務所內
- 松川孟一 (二二法) 東京市小石川區小石川町陸軍造兵廠總務部
- 永田規矩夫 (六法) 東成郡復重町野江東之町五一八春日通六
- 谷喜代雄 (二二商) 南河內郡富田林尋常高等小學校內
- 松本健吉 (同) 京都市嵯峨師高倉角
- 末廣滿吉 (同) 北區福島新市場末島岩松方
- 吉見幸雄 (二二法) 東京府豐多摩郡野方村字上高田二二
- 佐藤賴壽 (九法) 岡山縣川上郡中村字小泉

- 花井壽造 (九法) 東成郡城東村鳴野六四二
- 塚本伊三郎 (同) 東京市京橋東湊町一丁目一番地
- 増原又一 (五法) 南區天王寺堂ヶ芝五六四二
- 森數一 (二二法) 西成郡豐崎町南濱一一
- 大江彌助 (九法) 西成郡豐崎町本庄
- 田邊一喜 (二〇法) 南區天王寺警察署
- 鹿田信太郎 (九法) 奈良縣五條警察署
- 須崎奈真雄 (同) 東區北濱二大坂株式取引所
- 近藤友房 (同) 東區平野町二丁目五吉田方
- 小比賀正信 (二二商) 西成郡豐洲第三尋常小學校
- 和田侯二郎 (九法) 市外今宮警察署
- 尾島登喜雄 (三法) 明石市二番町三四四
- 浦田關太郎 (九法) 東京府下田端二田川方
- 荒川庄次郎 (推) 北區堂島中二ノ三一
- 戸田基 (三六法) 東京市外濠谷町字下濠谷五二七番地
- 神前大器彦 (二〇法) 東京市淺草區瓦町二八番地
- 仲島忠次 (九法) 東區東雲町三丁目二二八
- 寺門信秀 (三商) 鹿兒島市春日町五五
- 武方寅之進 (二二法) 愛媛縣周桑郡大賀村北條
- 檜山甚一 (四法) 北區本庄黑崎町第二區六二
- 渡邊孝 (六經) 西成郡今宮町旭北通六丁目一〇〇
- 山本音次郎 (三法) 京都市下京區西ノ京圓町一〇ノ三

校友逝去

- 大正十二年六月三日 九法 立花紫朗氏
 - 大正十二年六月四日 二二經 中平千里氏
 - 大正十二年七月三日 二二法 原知夫氏
- 右訃音に接し謹んで弔意を表す

學生彙報

福島學友會第一回武道大會

既報福島運動部主催の第一回武道大會は去る六月十七日、福島學舍道場及雨天體操場に於いて開催された。斯界の先輩、校友等多數の來賓あり、柔道部は午前十時、剣道部は午後一時より富田運動部長司會者席に着き、各試合開始前に神主の祓があつて場内莊重裡に開かれ、近畿の專門中等學校約三十校、市内各警察署よりの精銳を併せて、柔道剣道各六十餘組の試合あり、一般觀覽者も多く大盛會であつた。審判員は柔道部、磯島、横山、村方、倉永、眞野、福井、助水、劍道部、小關、志賀、二川の諸氏で各有段者の試合は手に汗を握らせ、柔道部の模範試合、劍道部の打太刀、仕太刀、居合拔等は流石手練の見事なものがあつた。午餐會には來賓、選手、役員等一堂に會して互に快談を交へ、優勝者にはそれぞれ賞品を授與して最後の幕を閉じた。

福島法治討論會設立

福島學舍法律科第一學年學生の間に此の度、法治討論會が設立せられ、去る六月二十日及び同二十八日に第一回及び第二回の例會を開いた。會員各自の眞摯なる研究發表等があり頗る有益な會合であつたが、兩回に互り高木講師の『現代法律組織の基調を論じて最近立法の趨勢に及ぶ』と云ふ講演あり一層會の意義を深からしめた。尙ほ同會は二學期より更に陣容を整へて研究の歩を進めるさうであるが其の規約は次の通りである。

法治討論會規則

- 第一條 本會ハ法治討論會ト稱シ福島大學法律科第一學年在學生ヲ以テ組織ス
- 第二條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ法的自治ニ關スル思想ノ交換ヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ每週一回討論會ヲ催ス
- 第四條 本會ハ會員ノ互選ヲ以テ幹事若干名ヲ定メ會務ヲ執ル
- 第五條 幹事ノ任期ハ一ケ年トス
- 第六條 本會ノ指導者トシテ顧問ヲ置クコトアルヘシ
- 第七條 本會ハ會員ヨリ會費ヲ徵收セサルコトヲ原則トス

防長會春期總會

年年健實な發展を遂げつつある福島學舍防長

會は今年度の新入會員をも加へて去る六月九日、春期總會を開いたが、先輩田中良直氏の出席もあつて頗る盛會であつた。因に今年度の役員には左記の諸氏が當選した。

會長廣實邦雄(法三)、幹事山本京介(法三)、黒才實(法三)、岡本介松(法二)、横野定一(法二)、三浦辰夫(専豫)

尚ほ同會では今年も夏期休暇を利用して縣下遊説を試みるさうで、幹部は其の準備に忙殺されてゐる。

經濟俱樂部の社會事業見學

福島經濟俱樂部では去る六月二十四日岩崎教授引率の下に、共同宿泊所、乳兒院、職業紹介所等大阪市の諸社會施設を見學して廻つた同俱樂部幹部は此の行について色色便宜を與へられた市當局に感謝してゐる。

第三回學内文化講演會

福島文藝部主催の第三回學内文化講演會は紀伊毎日新聞後援の下に、去る六月二十四日、午後六時から和歌山公會堂に於いて開かれた聴衆約一千、婦人の來聴者も多く、盛會を極めた。殊に根橋君が水平運動について同情ある熱辯を振ふてゐる時、停電の爲め場内闇黒さなるや闇に乘じて盛に彌次るものあり、聴衆中之に應ずるものもあつて場内喧騒を極めたが、幸ひ十分程にして通電したので事無きを得た。當日出演の學生の氏名及演題は左の通りで、途中和歌山在住の校友、和田右膳氏の挨拶あり、又本學講師辰巳經世氏は『自然的進化と人爲的進化』なる演題の下に、約一時間に互つて説く所があつた。

- 一、開會の辭 幹事 夏目耕三君
- 一、黄金の力 豫科 神戸鶴三君
- 一、本心にかへれ 商一 豐岡博保君
- 一、白刃に直面して 法一 奥野秀吉君
- 一、果して現代人は何を求めつつありや 經一 川上武藏君
- 一、亞細亞新文化の建設 商二 酒井實雄君
- 一、渦中に端座して 經二 近藤雅紀君



和歌山公會堂に於ける文化講演會

- 一、學徒として見たる水平運動 法二 根橋邦彦君
- 一、挨拶 部長 井阪恭一君
- 一、後援の主旨 紀毎 黒田貞愼氏
- 一、戀愛と人生 商三 中山幸市君
- 一、社會科學上より見たる正義の正體 經三 井上猛君
- 一、科學と宗教 商三 蟻木茂麿君

- 一、脱殻の死 經三 増子一巳君
- 一、警鐘を亂打して 法三 廣實郁雄君
- 一、暴風雨の襲來を注視して 法三 吉村富太郎君

- 一、勞働運動の考察 經三 望月靖彦君
- 一、赤きリンゴを君の御靈に捧ぐ 法三 夏目耕三君

- 一、閉會の辭 幹事 岡村順藏君

經濟俱樂部茶話會

福島學舎内の經濟俱樂部では、本月四日午後六時から第一學期最終の茶話會を福島學舎第五教室で開催した。

當日は特に參會した本學岩崎教授、武田講師兩氏の所感、辰巳講師の講演(Sain-Simonの經濟的歴史觀に就て)等があり、學生各自のテーブル・スピーチもあつて非常に盛會であつた。

福島辯論部の螢雪會

文化講演參加

去る七月八日、神戸湊川勸業館に於ける大日本臺雪會主催の文化講演會に招待されて、福島辯論部では左の辯士を派遣した。

經三、佐津間秋夫、尾崎秀次郎、商三、森川太郎、岡村順藏、法二、赤木元一

因に同會は阪神地方に於ける小壯辯護士、實業家等より成る團體であるが、會員中には本學校友も少からず、就中同會の辯論部長をしてゐる長岡時光氏の如きは九年度法科の出身今回下山手に辯護士事務所を開かれた新進であつて、同夜も獨特の熱辯を以て政治を論ずる等そぞろ後進をして心強からしむるものがあつた。

尚ほ當日は矢張り同會員で、本學校友にして

現に千里山學部に入つて研學中である戸田省三、岩岸巖の兩君も講演に参加した。

英語會の活動

千里山英語會 會長水谷教授の歸朝記念公開英語演說會を開く豫定であつたが、同教授の東上の爲め其の機を逸したので、同志の者發起となり、去る六月二十六日午後一時から千里山講堂で、左の如き學内小會を開いた。當日は同會副會長櫻井講師の挨拶もあり中盛會であつた。

Programme

- Chairman.....Mr. I. Iwagishi. (U.L.)
1. Opening Address Mr. I. Iwagishi. (U.L.)
 2. Salutation Prof. M. Sakurai.
 3. What is Art (Reading)..... Mr. S. Honda. (U.P.)
 4. Literature and University Students
Mr. G. Makiyama. (U.L.)
 5. What God obliges us to do
Mr. H. Nakonishi. (U.P.)
 6. The Duties of a Student..... Mr. A. Yotsuji. (U.P.)
 7. White Slave Mr. S. Toda. (U.L.)
 8. Marriage and its Legal Consideration
Mr. M. Mura. (U.L.)
 9. Electricity and Modern Civilization
Mr. I. Iwagishi. (U.L.)
 10. Closing Remarks Mr. I. Iwagishi. (U.L.)
- 福島英語會 福島英語會の活動は既報の通りであるが、最近殊に盛大になり去る六月二十一日の如きは參會者が豫想外に多かつたので、次のプログラムに示す様な演說會を臨時に開催した。
- Programme
- Chairman.....Mr. I. Iwagishi.
1. Opening Address..... Mr. S. Mukai. C.III.
 2. Encouragement of Practical English
Mr. I. Iwagishi. U.L.
 3. Kath Cabinet..... Mr. Y. Ueda. C.III.
Interpreter..... Mr. S. Mukai. C.III.

4. Song (Kojima Takemori)..... Mr. A. Satsuma. E.III.
5. On Education..... Mr. H. Moriyama. C.III.
6. Address..... Mr. J. Morikawa. C.III.
7. Vocal Solo (Blue Bell of Scotland)
Mr. H. Moriyama. C.III.
8. On Prof. Palmer's Speech
Mr. Takebayashi. L.P.II.
9. Address Mr. J. Takeuchi. E.I.
10. Address Mr. J. Okamura. C.III.
11. Closing Remarks Mr. J. Nagai. C.III.

福島運動部夏期練習

野球部 七月末より約一週間北野グラウンドで練習を行ひ、八月には都合によつて徳山方面からの招待に應じ、尾道、吳、廣島の諸チームと試合をなすかも知れぬ。

庭球部 七月十二日より一週間築港クラブのコートにて猛練習の筈。

柔道部 夏期練習として七月中連日猛練習を續け、來年の夏期遠征に備ふる由。

運動部夏期遠征

千里山相撲部 夏期休暇を利用して八月初旬約一週間の日程で、賀來部長引率の下に南紀地方即ち新宮、田邊方面へ遠征するものになつてゐる。

福島劍道部 中國、四國、九州方面を一舉に打ち牽ぐべく約一週間の豫定で去る七月十二日、左の隊員が陣容も勇ましく福島學舎を出發した。

引率者富田運動部長、大將佐瀬四段、副將山中三段、三將林田二段、中堅二川二段、先鋒坪田二段、萩二段、金内、田中、畑、瀬良、森田、横田、前川、島村の各初段、以上

學友會夏期遊説

千里山辯論部 七月下旬小泉部長引率の下(以下第十六頁へ續く)

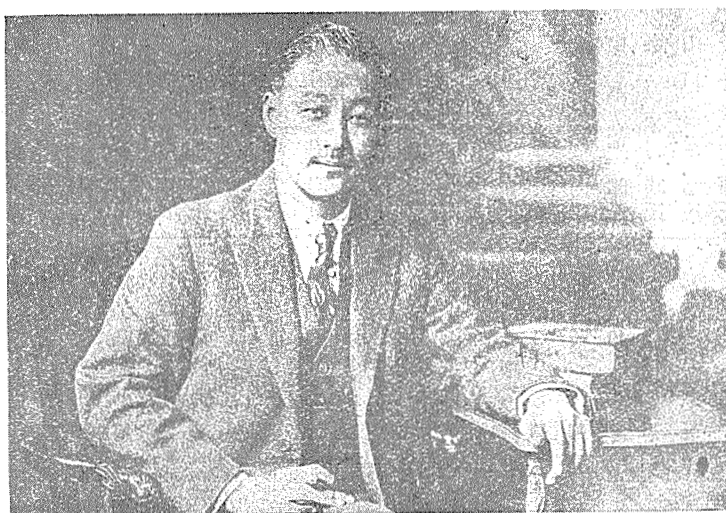
新刊紹介

歐山米水

關西大學贊助員

林 安 繁 氏 著

「歐米戰後に於ける電氣事業、機械工業を觀察し、併せて歐米に於ける戰後財政の狀態、經濟界の趨勢、社會の狀況、勞働問題の實體、株式會社の業務の概要、風俗人情將來の興廢の一端を觀察し、並に身を歐米の山水に放浪して二十年来の俗務を洗ひ、偉人・傑士・文學者の跡を弔ひ、名所・舊蹟を尋ねて上下三千年の歴史を實地に繙かん」と欲し云云」とは著者が其の序文中に述べる所である



氏繁安林の時當留滯ロンドン

- 尙ほ附録として、「海外旅行管見」なる見出を以て
- (一) 佛蘭西に於ける電氣事業
 - (二) 歐米各國觀察に關する報告
 - (三) 歐米電氣事業に關する卓見
 - (四) 歐米觀察所感
 - (五) 歐米に於ける公衆道德と共同娛樂
 - (六) 英獨戰後の機械工業
 - (七) 勞働問題に就て
 - (八) 工業資金の調達並に特許會計士法の制定
 - (九) 電氣事業に關する吾邦刻下の急務等

右旅行中に於ける著者の所感を断片的に述べてゐる。

因に本書は初め著者が、歸朝早大版日日新聞に寄せ同紙に連載せられたものを選り、更に増補推敲を加へたもので、全本三百數十頁の大冊である。

(大正十二年六月一日發行、非賣品)

櫻井講師の轉居

本學講師櫻井匡氏は今回左記の箇所へ轉居した。

大阪府豊能郡豊津村大字垂水九五四ノ三

雑

録

本學創立の思出

— 澁川忠二郎氏回想談 —

本學創立の功勞者澁川忠二郎氏を神戸須磨花壇の閑居にお訪ねする。海に近く山を負ふた松林の中の閑雅な住居に悠々老を養つて居られる氏は、八十幾歳の老齡とは見なぬ明晰な口調で記者の請に任せて本學創立當時の思出を語られた。

『丁度明治十四年頃からだと思ふが、大阪の私の宅で大阪法學舎云ふ法律塾のやうなものを設け四五十人の塾生を養成して居つた。講師は河津資行、小村壽太郎、藤井三郎、齋藤金平等當時の外國歸りの新進で私が校長云ふやうな格であつた。これが云はば今の關西大學の前身の前身でも云ふべきもので、越つて明治十九年に故井上操氏、故小倉久氏それから私の三人で一つ法律學校を興さう云ふ計畫を立てたのである。處が此の時には前の大阪法學舎の講師達は多く東京其の他へ轉勤してしまつてゐたので、新に講師を招聘する必要があつた。そこで私は前から控訴院や裁判所へ佛蘭西法の講義に廻つて居つた關係で、時の大阪控訴院長小島惟謙氏——此の人は有名な大津事件で露國皇太子に斬り付けた津田某に懲役の判決を下して司法權の獨立の爲めに萬丈の氣を吐いた人であるが、此の人に當時控訴院に勤めてゐる大學出の判檢事を講師に貸して呉れるやうに談じ込んだ。すると小島氏も金儲の爲にやるなら貸せないがさうして國家の人材を養成する云ふのなら

盡力しやう云ふ事になつて、控訴院の判檢事達が無報酬で講義に來て呉れることになつた。そこで愈々名を關西法律學校と奠め、大阪法學舎の學生を全部此の學校に移して江戸堀のお寺を借りて開講した。手塚太郎氏、水上長次郎氏等が關係したのはてうさ此の時である。講義の内容は當時の司法制度が殆ど佛蘭西式であつた關係上主として佛蘭西法であつた。

講師も初めは全く無報酬であつたが、後に至つてそれでは餘り氣の毒だから云ふので一回來て貰ふのに參拾錢宛の車賃を出すことになつた。これが講師の報酬の抑もの初めである。それから三三度淡路町や河内町に校舎を移したこともあつたが、明治二十六年に至つて卒業生は判檢事登用試験を受ける資格がある云ふ指定學校の認可を得た。學生は此の時分には四五十人乃至七八十人位で、講義は毎日夕方から二時間位宛三人位が代つてやつたやうに思ふ。明治二十三年頃には一時講義録を出したこともあつたが、會計上引合はぬので間もなく廢さ



最近の澁川忠二郎氏

れた。今ではさうした何等の遺物も残つてゐないやうであるが、學生の成績は初めから可成り優秀であつて、私が指定の認可を受けに東上した際には文部省でも、關西法律學校の卒業生は判檢事試験の成績が甚だ宜しいとの挨拶を受けた位であつた。兎に角かうして全然無一物の中から生れて來た學校が、今日大學令による大學として思出多い大阪の地に雄視してゐることは、創立當時の關係者として嬉しくも心強く思ふ所であつて、當事者諸氏

の熱心な御盡力を感謝すると同時に、將來益發展して我國教育界の一大權威ならんことを只管庶幾ふ次第である云云』

因に氏の略歴を記す氏はもと雲州松江の藩士、十六の時軍樂隊の鼓手として普津征伐に参加し、會津陷落後皇軍が更に奥羽に向ふや拔擢されて參謀本部付の會計次長に任ぜられ、陸軍大佐の資格で、秋田、山形、盛岡各地に従軍して専ら兵站の事務に任じ、函館陷落後江戸に凱旋するや、佛蘭西人の教師に従つて郷里に歸り藩の子弟と共に

其の教育を受けた。後再び横濱に出てて高島語學學校に學び故寺内元師等と同窓であつたが、こゝでも佛蘭西語を研究して堪能の域に達し、更に京都の佛蘭西學校に轉じたりしたがやがて佛蘭西に遊んでルソーの自由民權の思想の洗禮を受けて來た有名な中江兆民の門に入り、得意の語學力を以て盛にコントラー・ソシアルやエミール教育論等を讀んで若い血を湧かせた。此の時分から廢廢官途に就くことを懲懲されてゐたが、獨立不羈を以て任じてゐた氏は一向耳をかきなかつた。處が明治八年に至つて從來支那法律を採用してゐた我國が、司法制度を改革して佛蘭西式をこころになつたので、氏も當局の聘に應じて司法省の翻譯局に入り、佛人教師ベイナー氏に従ひ、大阪控訴院及び地方裁判所、並びに京都、神戸の兩裁判所を巡つて民法、商法、刑法等の講義をした。當時の氏の講義録は今でも司法省に遺つてゐると云ふ話である。かくて明治十四年に及んだがベイナー氏の病氣歸國等の爲め、再び望まれて遂に大阪控訴院に職を俸するに至つた。併し飽くまで自ら恃するこの高い氏は在任幾何もなくして百万の留任勸告を振り切つて野に下り、辯護士の試験を受けて大阪に開業した。此の時には氏の講義を聞いた會つての弟子が、師匠たる氏の答案を見るに云ふ喜劇も起つたさうである。爾來氏が辯護士の業に従ふ以外常に心を育英事業に須ひ、國家の人材を養はれたことは、本學創立についての氏の努力を見ても明かである。

明治初年革命の機運漲る動亂の時代を、若き氏が自由平等の思想に燃えて横行闊歩した半生の歴史は、更に幾多の華やかなローマンスやエピソードに富むのであるが、それは又の機會に譲つて記者は最後に氏の老いて益壯なる健康を祝すると同時に、先人の遺業を繼ぐ吾等後進の努力がやがては齎らすであらう何等かの事績を見られんことを希つて筆を擱くものである。

巴里商科大學附屬商業
專門學校の開設に就て

今回巴里商科大學附屬商業專門學校に本邦人の入學を許可すべき件に付文部省專門學務局長から本學學長宛に左記の通り通知があつた茲に右通知の内容及び同校校則並に其の抄譯を掲載するに付する。

雜專二〇三號

大正十二年七月十四日

文部省專門學務局長松浦鎮次郎

關西大學長 殿

巴里商科大學附屬商業專門學校

開設ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ在本邦佛國大使ヨリ別紙寫ノ
通り照會アリタルニツキ此段通知ス

別紙

巴里商科大學ニ於テ去ル千九百二十一年ヨ
リ外國人學生ノ爲ニ商業專門學校 (Académie
Commerciale) ナ開設スルコト相成
候小官ハ茲ニ右アカデミーニ於ケル講義及
其教授名一覽表同封致シ置キ候間御覽ノ上
貴國ニ於テ商業ニ關係ヲ有スル各方面ニ御
照會被成下度願上候 敬具

六月二十五日

駐日佛國大使 ボールクーデー

文部大臣 閣下

ACADEMIE COMMERCIALE

pour les
Etudiants Etrangers

organisée par la Chambre de Commerce de Paris
à l'Ecole des Hautes Etudes Commerciales
108, Boulevard Malesherbes - 43, Rue de Toqueville, Paris.

Sont admis à l'Académie Commerciale :

1° Sans examen, les jeunes étrangers âgés de 17 ans au moins,
pourvus du diplôme de l'Enseignement secondaire, ou de certains
diplômes reconnus équivalents ;

2° Après examen, les jeunes étrangers âgés de 17 ans au moins,
non pourvus de diplômes.

La durée des cours est d'UNE ANNEE SCOLAIRE, divisée en
deux périodes, du 4 NOVEMBRE au 1er MARS et du 1er AVRIL
au 15 JUILLET.

Un CERTIFICAT D'ETUDES, délivré par le Sous-Secrétaire
d'Etat de l'Enseignement technique, est attribué aux élèves ayant passé
un examen général portant sur l'ensemble du programme de tous les
cours et ayant obtenu la moyenne d'au moins 13 sur 20.

OUVERTURE DES COURS AU COMMENCEMENT DE NOVEMBRE

Matières Enseignées :

Commerce, Comptabilité,
Finances BARBUT,
Arithmétique Commerciale..... LAMAIRE,

Expert Comptable.

Agrégé de l'Université,

Professeur de Mathéma-

tiques spéciales au

Collège Chapal.

Agrégé de l'Université,

Docteur ès Sciences.

Chimie Générale BOLL,

Technologie Commerciale et
Industrielle NICOLARDOT,

Docteur ès Sciences,

Répétiteur et Membre du

Jury d'admission à

l'Ecole Polytechnique.

Agrégé de l'Université.

Chef des Services

Commerciaux de la

Compagnie des Chemins

de fer du Nord.

Professeur à la Faculté

de Droit et à l'Ecole

Coloniale.

Economie Politique PERREAU,

Evolution Economique contem-

porain.....

Marcel MARION,

Docteur ès Lettres,

Professeur au Collège

de France.

Législation Douanière et
Politique Commerciale des
principaux Etats BLONDEL,

Agrégé de l'Université,
Docteur ès Lettres,
Docteur en Droit, Pro-
fesseur à l'Ecole des
Sciences Politiques.

Principes du Droit, Eléments
de Droit Public et de Droit
Civil PIEDELIEVRE,

Professeur à la Faculté

de Droit.

Droit Commercial DEMOGUE,

Professeur à la Faculté

de Droit.

Droit Maritime..... RIPLEY,

Professeur à la Faculté

de Droit.

Droit Industriel	HITIER,	Professeur à la Faculté de Droit.
Législations commerciales étrangères	RIPERT,	Professeur à la Faculté de Droit.
Eléments de Droit international privé	BASDEVANT,	Professeur à la Faculté de Droit.
Législation Fiscale	HITIER,	Professeur à la Faculté de Droit.
Législation Sociale comparée .	ROLLAND,	Professeur à la Faculté de Droit.
Banque, Crédit, Change.....	Germain MARTIN,	Professeur à la Faculté de Droit.
Gouvernement des Entreprises Commerciales et Industrielles	CARLIOZ,	Ingenieur des Arts et Manufactures, Ingenieur-conseil de la Société Anonyme Comentry-Fourchambault - Decazeville.
Publicité	O.-J. GERIN,	Conseil en Publicité, Président de la Conférence des Chefs de Publicité.
Langue Française	BRUGELLE,	Licencié ès Lettres, Diplômé d'Etudes Supérieures.
	Miguel de TORO,	Licencié ès Lettres, Membre correspondant de l'Académie Espagnole.
Langue Allemande	BRUGELLE,	Licencié ès Lettres, Diplômé d'Etudes Supérieures.
Langue Anglaise	LAWTON,	Maître ès Arts de l'Université de Dublin.
Langue Espagnole	Miguel de TORO,	Licencié ès Lettres, Membre correspondant de l'Académie Espagnole.
Langue Italienne	PADOVANI,	Docteur ès Lettres de l'Université de Bologne.
Conférences d'Application et travaux pratiques.....		Comptabilité et Arithmétique Commerciale

CHARLOT, Professeur à l'Ecole des Arts et Métiers.
GALY, Expert Comptable, Professeur de Comptabilité à l'Association Polytechnique.
CHRETIEN, Chef des Travaux pratiques à l'Ecole.

Pour tous renseignements, s'adresser au Directeur de l'Ecole des Hautes Etudes Commerciales, 43, rue de Toqueville, PARIS.

Le registre d'inscription est ouvert au Secrétariat de l'Ecole des Hautes Etudes Commerciales du 1er JUIN au 15 OCTOBRE.

巴里商科大學附屬
商業專門學校抄則

一、入學資格

年齡滿十七歲以上ニシテ中學校若クハ之ト同等ノ學校ヲ卒業シタル外國人ハ無試験ニテ入學ヲ許可ス

右ニ該當セサル者ハ入學試験ヲ要ス

一、修業年限

修業年限ハ一箇年トシ之ヲ第一學期(自十一月四日至翌年三月一日)及ヒ第二學期(自四月一日至七月十五日)ノ二期ニ分ツ

一、學科目

商業學、財政學、會計學、商業算術、化學、商工技術、經濟學、經濟地理、交通論、經濟原論、經濟史、關稅制度、商業政策、法學通論、公法、商法、民法、海商法、工業法規、外國商業法規、國際私法、會計法規、比較社會立法、銀行論、信用論、爲替論、企業論、廣告學、佛語、獨語、英語、西語、伊語、商工業實踐等

一、講師

巴里大學教授其ノ他各高等專門學校教授等尙ホ詳細ハ左記ノ問合ヲノコト

Directeur de l'Ecole des Hautes Etudes Commerciales, 43, rue de Toqueville, PARIS.

暑中御見舞

之ヲ以テ御挨拶ニ代ヘマス

關西大學職員一同
關西大學學報局一同

校友各位

巴里的學生境

佛國ムールト州ドーチ夫婦の寄贈に成る財團法人『巴里學生境』の地鎮祭が、去る五月九日ベラール佛國文相の司會の下に舉行せられたが、圖は最近出来上つたその建築プランである。

右は薄資の學生を收容する目的で計畫されてゐるものであつて其のプランによるミ、建物は石造三階造りで學生の一人一人に各一室宛を與へるこゝになつてゐるが、其の室代は普通なれば一箇月二百五十法位を要する室を學生に九十法で貸すこゝふこゝである。

建物内には右居室の外に圖書館音樂館、遊戯場、食堂（學生の消費組合に依るもの）等の設備もあり、食堂では普通のレストーランでは一食十法も出さねば採れない程の馳走を僅か一食三法で食し得る。

廓は巴里の南郊に位し、其の面積は長さ九百メートル幅三百メートルあり、此の廣大な地域の中に各國も自國の留學生の爲めに建物を建て、此處に一大學生境を作るこゝふ計畫であるが、

アルゼンティン、カナダ等からは既に此の目的を以て申込んでゐるこゝである。明後年即ち一九二五年には此の學生境が完成する筈であるが、恰かも本學に於ても別項所報の如く寄宿舎の設置を計畫しつつある際



巴里の學生境

留學生通信

さて、誠に妙なコインシデンスであると思ふ。

本學留學生神宅賀壽恵、中井彌六の兩氏から

何れも最近宮島事務理事宛に通信があつたが、それによるこ

兩氏共至極無事で専心研究にいそしんで

あるこゝのこゝである右の中中井氏は今の所尚ほ

ジュネーヴに

在つて、法理學殊に法律哲學の歴史的研究を續けてゐる由であるが、近近の間に豫定通り佛都パリに出て、更に研究の歩を進める積みである。

因に兩氏共千里山學報其の他に依つて母校發

展の情況を遙かに傳聞して非常に喜んでゐる。

（第十三頁より續く）

に山陰地方に遊説を試みる筈、場所は福知山、鳥取、松江に略決定してゐる（隊員未定）

福島文藝部 七月下旬から八月初旬にかけて、門司、若松、八幡、福岡の諸地方へ講演旅行をなす筈。引率者武田講師、隊員、井阪、望月、谷岡（以上經三）、夏目、田邊（以上法三）、岡村、森川（以上商三）、赤木（法二）、杉山（經二）、酒井（商二）（次號詳報）

商學部學生の商業實踐

千里山商學部第二學年學生加藤金次郎、楠正臣、鈴木良助等の諸君は當夏季休暇を利用して、商業實踐の爲め山陰方面へ行商旅行を企て、近日中に出發するこゝである。

稻垣幸太郎君の大潮懸賞當選

本學大學豫科第三學年學生稻垣幸太郎君は、過般大阪朝日新聞紙上の懸賞募集「海の傳説と情話」に應募、「五色姫」なる小品を投稿したが美事當選して同紙上に掲載發表せられた

千里山短歌會

去る六月二十一日午後二時から千里山學舎第

九教室に於て千里山短歌會第一回の歌會が開催せられた。當日は宮嶋教授、服部教授、村上教授を始め學生十數名出席し各自の詠草に就て批評を試み、服部教授の總評があつて後同教授は「現歌壇の趨勢」短歌初心者に對する注意」を懇懇と述べ、又村上教授も亦所感を披瀝する所あり、黃昏ちかく散會した。因に右詠草中特に優れてゐると思はれるものは、之を次號で發表するこゝにする。

大正十二年七月十三日印刷
大正十二年七月十五日發行

不許複製

編輯兼發行人 辰巳經世
印刷者 飯田彌之助
印刷所 三有社
發行所 關西大學學報局
大阪府北區上福島北二丁目
大阪府西區土佐堀通四丁目五番地

舊學舎 關西大學
大阪府北區福島
電話土佐堀（一〇四九）
（五五七〇）

新學舎 關西大學
大阪府外千里山
電話吹田一二三

八月號休刊

都合ニヨリ本誌八月號ハ休刊シ
第十二號ハ九月十五日發行トス

天與の美身料 純粹蜂蜜製化粧品

純粹蜂蜜は肌を滑かに美しく整へます。

卵やミルクより遙かに効果があります。

歐米殊に婦人界では盛んに尊重せられてゐます。

牛可溶性

蜜蜂洗粉

袋や布帛を用ひず肌をこすらずに洗へる。

高級化粧用

蜂園石鹼

延びがよいから經濟的であゝの肌が滑かになる。

にきび其の他皮膚病に特效がある。

無鉛

蜂園固練白粉

白くつきぎんな顔色にも向く。特に夏のあせほをよく防ぐ。

純植物蜜液に密を應用した

男女
兩用 蜂園美髮液

毛髪を美しくしふけを防ぎ癖毛を正す。

使用の際散布せよ

蜜蜂齒磨

口中粘膜に作用して健康の關門を守る。

三越、白木屋、高島屋、十合、大丸、松坂屋其の他有名化粧品店、藥舗及び雜貨店にあります。

八幡養蜂園創製

大阪天下
市茶屋
外

關西大學
甲種商業
指定

西區京町堀上

難波洋服店

電話土佐堀二六三五番

關西大學
關西甲種商業
指定洋服商

大阪市上本町六丁目

長谷屋號

電話南四五二番
振替大阪五五三八番

●今宮支店

●釣鐘町支店

關西大學
關西甲種商業
御用達

ノート

洋手帳

英語力ード

各種製造

古川商店

大阪市東區谷町五丁目四四
電話 東 二三六九番
振替大阪 五〇八八七番

關西大學
關西甲種商業
指定

明文堂
野島書店

大阪市北區上福島北三丁目
電話 土佐堀 一二八六番
振替 大阪 三九九九一番

本學校友 野島藤次郎

大阪住宅經營株式會社

當 會 社

は

千里山及鶴ヶ丘の

經營地に上下水道、瓦斯、電燈等

文化的施設の完備したる

住宅敷地を構成し賃貸賣却等

廣く一般の需用に應じて居りますが

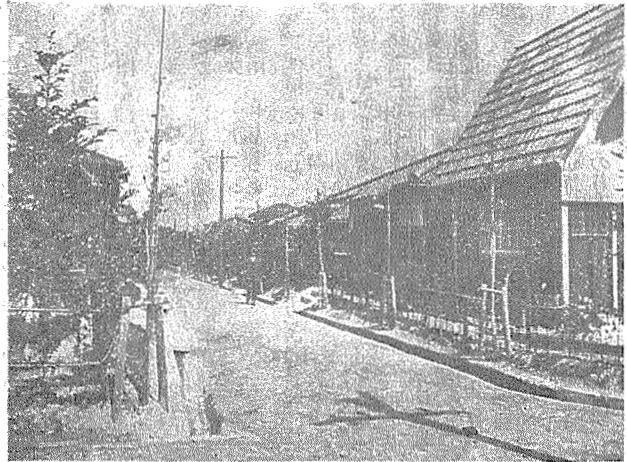
更に經營地外に於ても

下記の通り簡易住宅に

關する建築・土工・上水道

等の御注文に

應じます



千里山經營地の一部



日本式住宅

- 簡易瓦斯
- 〔五〕
- 上水道、下水道
- 〔四〕
- 庭園、遊園地
- 〔三〕
- 住宅地ノ敷地、道路、雨水溝
- 〔二〕
- 理髮店、賣店等
- 事務所、浴場
- 俱樂部
- 〔一〕
- 住宅

以上の 測量設計施工監督

工費は實費精算とし
設計監督料等は別に申し受けます

以上は住宅組合、銀行、會社、
官公衛、土地會社、個人經營の
住宅等何れも歡迎します

此の外當社は附帶事業として

【一】

- (イ) セメントブロック
- (ロ) コンクリート土管
- (ハ) 側溝石垣等ノコンクリートブロック

【二】

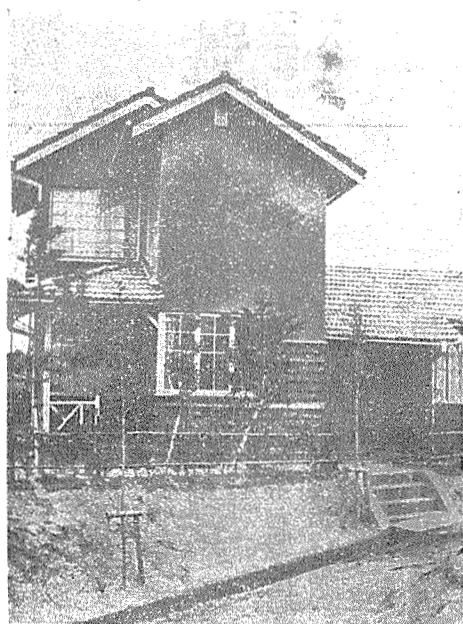
- (イ) 建築用材 (ロ) 建具 (ハ) 家具

【三】

簡易住宅の圖面、設計書

以上の製作販賣をも

致します



改良式住宅

本 社 大阪市東區北濱二丁目二七番地 ・ 千里山出張所 大阪府三島郡千里山 ・ 鶴ヶ丘出張所 大阪府東成郡田邊町字鶴ヶ丘
(電話本局一五五三・一五五四番) (電話吹田一〇五番) (電話南二一七八番)